

空き家活用支援補助金

空き家の活用を応援しています！

令和7年度事業期間（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

【対象地域】 次のいずれかの地域に所在していること

「佐伯地域」「吉和地域」「宮島地域」若しくは
「廿日市地域・大野地域の市街化区域外」

【対象】 次のいずれかに該当する **空き家**

- 空き家バンクに登録した空き家で、市または市が認める民間団体等を介して売買または賃貸借される物件
- 地域支援員等のマッチングにより活用が決まった物件
- 地域自治組織により、高齢者サロンなどの公益的利用されることが決まった物件（市域全域対象）

●ただし、次のいずれかに該当するものを除く

- 空き家バンクまたは地域支援員等のマッチングを介して、所有権等取得または借り受けしてから2年を経過した物件
- 10年以内に同補助金の交付決定を受けている物件

【対象者】 次のいずれかに該当する方

- 対象物件の所有者（個人に限る）
- 対象物件を購入または賃借する者（個人に限る）
- 地域自治組織等

【補助金の額】

対象	対象経費	補助率	補助上限額
① 手続き等	5万円以上	1/2	10万円
② 家財整理	5万円以上	1/2	20万円
③ 改修	30万円以上	1/2	40万円 （若しくは子育て +20万円）
④ D I Y	5万円以上	1/2	10万円

（注）

- ・「手続き等」：対象物件所有者のみ利用可
補助適用期間は令和9年3月31日まで
 - ・「改修」：若年又は子育て世帯に対する加算有り
 - ・「DIY」：自己改修のための材料（工具、機具等は対象外）の購入を指す
- ※各補助対象項目につき、物件に対して申請回数は1回まで

令和7年4月1日より、建築基準法の一部が改正され、
改修内容によっては建築確認申請の対象になります。
詳細は建築指導課（0829-30-9183）までお問い合わせください。

※建築確認申請手数料は補助金対象外です。

申請手続きの流れ

重要！

① 申請書の提出

必ず、補助対象事業の着手前に
補助金交付申請書の提出が必要です。
裏面に記載の書類とあわせて市に提出して下さい。

予算には限りがあり、
先着順となります

市が書類を審査します
（1～2週間程度）

② 交付決定

市から補助金の交付決定通知書が送付されます。

③ 手続きや工事に着手

決定通知書を交付されたら、業者等へ依頼して下さい。

重要！

④ 実績報告書の提出

補助対象事業の完了後、令和8年2月末日までに
実績報告書と必要な書類を市に提出します。

市が書類を審査します
（1～2週間程度）

⑤ 補助金額確定

市から補助金の交付確定通知書が送付されます。

重要！

⑥ 請求書の提出

確定通知書を交付されたら、令和8年3月31日までに
請求書を市に提出します。

市が入金準備をします
（1カ月程度）

⑦ 補助金の入金

申請者の口座に補助金が振り込まれます。

【お問合せ先】

住宅政策課 住宅企画係

廿日市市下平良一丁目11番1号

TEL：0829-30-9187 FAX：0829-31-0999

メール：jutakuseisaku@city.hatsukaichi.lg.jp



空き家活用支援補助金の申請における必要書類リスト

① 手続き等 例) 相続整理、表題登記

1. 交付申請書
2. 見積書 (司法書士事務所等に依頼)
3. 登記簿 (法務局で取得可能)

② 家財整理 例) 家財の処分、敷地内の木の伐採、除草

1. 交付申請書
2. 見積書
3. 写真 (家財処分前の住宅、草木等)、間取り図
4. 売買又は賃貸借契約書の写し (購入者または賃借者が申請する場合)
5. 「承諾についてのお願い」 (賃貸借物件の場合)

③ 改修 例) 居住の用に供する部分のリフォーム

1. 交付申請書
2. 見積書
3. 改修予定箇所の写真、間取り図
4. 若年又は子育て加算に該当する方は生年月日の分かるものの写し (運転免許証等)
5. 売買又は賃貸借契約書の写し (購入者または賃借者が申請する場合)
6. 「承諾についてのお願い」 (賃貸借物件の場合)

④ D I Y 例) ペンキ、壁材、床材

1. 交付申請書
2. 見積書 (ホームセンターの窓口などで取得)
3. 自己改修予定箇所の写真、間取り図、設計図など
4. 売買又は賃貸借契約書の写し (購入者または賃借者が申請する場合)
5. 「承諾についてのお願い」 (賃貸借物件の場合)